刑事訴訟法第三十六条の一 平成十八年政令第二百八十七号

令第三十六条の三第一項の基準額を定める政用事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法

条第三項の規定により金融機関が自己あてに一小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六に掲げるものとする。 に掲げるものとする。 飛事訴訟法(以下「法」という。)第三第一条 刑事訴訟法(以下「法」という。)第三

する貯金
は水産加工業協同組合連合会に対協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、水産加工業別の組合連合会、漁業別の出した小切手

労働者又は船員の貯蓄金第百号)第二十四条の規定により管理される号)第二十四条の規定により管理される号)第十八条又は船員法(昭和二十二年法律号四十九分働基準法(昭和二十二年法律第四十九

加入者の貯金 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十六条第一項に規定する事業団に対する共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第百二十二号)第百十二条第一項に規定する組合員の貯金又は私立学校教職員百二十八号)第九十八条第一項若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第第百二十八号)第九十八条第一項若しくは地方公司を対する。

第一号に掲げる規定の施行の日(平成十八年十第一号に掲げる規定の施行の日(平成十八年十条)附則第一条この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正するで定める額は、五十万円とする。

一日)から施行する。

(施行期日) 五号)

部改正に伴う経過措置) 三十六条の三第一項の基準額を定める政令の一 (刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第

為替及び郵便貯金(郵政民営化法第百七十四条第三十九条 この政令の施行の際現に存する郵便

第一項の規定により預金となるものを除く。)第一項の規定により預金となるものを除く。)第一項の規定は、第九十八条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の規定は、第九十八条の前に伴う関係法律のは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律のは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律のは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の方を有するものとされる同法第二条の規定により預金となるものを除く。)第一項の規定により預金となるものを除く。)第一項の規定により預金となるものを除く。)

(罰則に関する経過措置)

る罰則の適用については、なお従前の例によ る罰則の適用については、なお従前の例によ 第四十一条 この政令の施行前にした行為に対す

九二号)附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。